

久留米市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務仕様書

1 業務名

久留米市デジタルサイネージ構築及び運用保守業務

2 業務の目的

久留米市（以下、本市という。）では、久留米シティプラザで使用中のデジタルサイネージシステム（平成28年度設置）とえーるピア久留米で使用中のデジタルサイネージシステム（平成21年度導入）の老朽化による更新と併せて、久留米市内主要4拠点に対してデジタルサイネージを導入し、催事情報や施設情報、観光・イベント情報、啓発情報、その他の情報を発信し、施設の情報発信機能を高めることで、地域の活性化及び市民サービスの向上を図る。

3 履行期間

契約締結日の翌日から令和7年3月31日までとする。

なお、想定するスケジュールは以下のとおり。

①構築：契約締結日の翌日から令和7年2月28日まで

②運用保守：令和7年3月1日から

※遅くとも2月中に稼働開始すること。

4 履行場所

履行場所等は以下のとおり

履行場所	設置箇所	台数	備考
①久留米シティプラザ	5	8	更新7、設置1
②JR久留米駅	1	1	設置
③西鉄久留米駅	1	1	設置
④道の駅くるめ	1	1	設置
⑤えーるピア久留米	1	1	更新
⑥ゆめタウン久留米	1	1	設置
小計	10	13	

5 情報配信内容

(1) 本市が発信する情報

本市が発信する情報は、次に掲げる内容のものとし、文字情報、動画、静止画により放送する。

- ①施設における催事情報
- ②市政情報（トピックス、お知らせ等最新情報）
- ③イベント等行事案内
- ④観光情報
- ⑤久留米市 PR 動画
- ⑥災害時緊急情報
- ⑦そのほか掲載が「2 目的」に資する内容であると市長が認めるもの。

(2) 受注者が発信する情報

受注者は、今回導入するデジタルサイネージで受注者が募集した広告映像を放映することができる。

6 業務内容

業務内容は以下のとおり。

- ①久留米シティプラザ内サイネージ設備の更新
- ②えーるピア久留米内サイネージ設備の更新
- ③JR 久留米駅、西鉄久留米駅、道の駅くるめ、ゆめタウン久留米の4拠点について新たにサイネージ設備の導入
- ④①～③の各機器等の設置、設定および運用保守
- ⑤6拠点で連携できる配信システムの構築
- ⑥利便性向上を目的とした汎用コンテンツテンプレートの制作
- ⑦運用保守業務を行うこと

7 設置機器仕様

7. 1 久留米シティプラザ

(1) 西棟1階エントランス（更新）

項目	数量	備考
75型液晶ディスプレイ	1台	
クラウド接続型配信用機器（有線タイプ）	1台	

(2) 西棟2階フロント横（更新）

項目	数量	備考
65型液晶ディスプレイ	2台	
壁掛け金物	2セット	
クラウド接続型配信用機器（有線タイプ）	2台	

(3) 東棟1階カタチの森エントランス（更新・移設）

項目	数量	備考
75型液晶ディスプレイ	1台	既存筐体（西側1階エントランス）流用、移設
クラウド接続型配信用機器（有線タイプ）	1台	

(4) 東棟1階六角堂広場更新

項目	数量	備考
65型液晶ディスプレイ	2台	屋外用（高輝度）
壁掛け金物	2セット	
クラウド接続型配信用機器（有線タイプ）	2台	

(5) 東棟2階共用部風除室前更新

項目	数量	備考
65型液晶ディスプレイ	2台	既存筐体流用
クラウド接続型配信用機器（有線タイプ）	2台	

7. 2 JR久留米駅

項目	数量	備考
55型液晶ディスプレイ	1台	
キャスター付き筐体	1台	
クラウド接続型配信用機器（無線タイプ）	1台	
情報混合表示システム	1台	
EDIDエミュレーター	1台	
属性認識カメラ	1台	
属性認識カメラ用STB	1台	

7. 3 西鉄久留米駅

項目	数量	備考
55 型液晶ディスプレイ	1 台	
壁掛金具	1 セット	
クラウド接続型配信用機器（無線タイプ）	1 台	
情報混合表示システム	1 台	
EDID エミュレーター	1 台	

7. 4 道の駅くるめ

項目	数量	備考
55 型液晶ディスプレイ	1 台	
キャスター付筐体	1 台	
クラウド接続型配信用機器（無線タイプ）	1 台	
情報混合表示システム	1 台	
EDID エミュレーター	1 台	
アンプ／スピーカー	1 台	※筐体に埋め込んだ形とする

7. 5 えるピア久留米

項目	数量	備考
65 型液晶ディスプレイ	1 台	※既設スタンド流用とする
クラウド接続型配信用機器（有線タイプ）	1 台	

7. 6 ゆめタウン久留米

項目	数量	備考
65 型液晶ディスプレイ	1 台	
キャスター付筐体	1 台	
クラウド接続型配信用機器（無線タイプ）	1 台	

8 配信システムの仕様

クラウド型のデジタルサイネージシステムであり、独自のCMS（コンテンツ管理システム）を有しサイネージシステムとの連携ができること、及び、API（アプリケー

ション・プログラミング・インターフェース)を標準で有しており、将来的に様々な外部システムとの連携ができることとする。

また、サイネージシステムについては、次の機能を有することとする。

- ①コンテンツ管理機能
- ②スケジューリング機能
- ③遠隔制御、監視機能
- ④CMS機能(素材登録のみでコンテンツを生成)
- ⑤MACアドレス認証によるオートセットアップ機能
- ⑥割込み配信機能
- ⑦画面分割機能
- ⑧帯域制限機能
- ⑨ワークフロー機能(承認権限)
- ⑩コンテンツプレビュー機能
- ⑪管理画面は属性認識カメラと連携し管理ができること
- ⑫催事情報CSVファイルが読み込みできること

9 構築体制

構築を正常かつ円滑に行うことができるよう受注者負担により、構築体制を確保すること。

10 保守管理体制

運営を正常かつ円滑に行うことができるよう受注者負担により、保守管理体制を確保すること。

11 運用保守

- (1) 機器の不具合、故障時に速やかに対応すること。
- (2) デジタルサイネージ稼働時間内は稼働状況を監視することができ、障害発生時には速やかに本市へ連絡を行うこと。
- (3) OS等のバージョンアップは本市にあらかじめ十分な説明を行ったうえで対応すること。
- (4) 設備の状態を良好に保つため、定期的な点検を行うこと。
- (5) 障害発生時、設置場所に1時間以内に駆けつけること。

1 2 広告

5（2）に掲げる広告を放映する場合は、次の条件を満たさなければならない。

- ①受注者自らが広告代理店であるか、あるいは、受注者が、広告代理店と広告代理業の委託契約を締結していること。
- ②久留米市広告事業掲載基準に適合する広告であること。
- ③広告とそれ以外の情報が明確に区分されるよう配慮し、必要な注記を行うこと。
- ④広告を放映できる場所は、JR 久留米駅や西鉄久留米駅、道の駅くるめであり、広告の放映時間は1時間につき2分以内（15秒広告で8回以下）にすることが望ましい。ただし、本市が発信する情報を遮ることがない場合（画面の下部に表示など）、この限りではない
- ⑤広告で得られる収入は、受注者の収入として受け入れ、本市の設置費及び維持管理費を抑えること。

1 3 セキュリティ対策

- （1）受注者は誠実かつ公正に職務を遂行し、個人情報その他の情報資産の取り扱いにあたっては「久留米市個人情報の保護に関する法律施行条例」「久留米市情報セキュリティ規則」等を遵守すること。
- （2）発注者の内外からの不正な接続及び侵入、行政情報資産の漏洩、改ざん、消去、破壊、不正利用等を防止するための対策を講じること。また、継続的にセキュリティが維持されるように取り組むこと。

1 4 機密保護、個人情報保護

- （1）受注者は、本業務中に知り得た秘密を本市の承諾なく、第三者に漏らさないこと。
- （2）業務遂行のため本市が提供した資料、データ等は、本業務以外の目的で使用しないこと。
- （3）業務の実施における個人情報等の取り扱いについては、個人情報の保護の重要性を十分認識し、個人の権利、利権を侵害することのないよう必要な措置を講じること。
- （4）業務従事者に対しては、個人情報の保護に係る教育、訓練を行うこと。

1 5 操作研修、マニュアル等

- （1）運用開始前に、事前に操作等について研修を行うこと。
- （2）人事異動を想定し、いつでも研修可能な環境があることが望ましい。

- (3) 納品前にマニュアルを作成し納品すること。
- (4) 操作、設定等市からの問い合わせに対応すること。

1.6 再委託の禁止

受注者は業務の全部または一部を第三者に委託し、また請け負わせることはできない。ただし、一部でかつ、業務の主要な部分を除き、予め発注者の書面による承諾を得た場合はこの限りでない。

1.7 特記事項、その他

- (1) 契約締結後速やかに、業務計画書（様式任意）を作成し提出すること。業務計画書には、業務内容、責任者名および担当者名、工程表（スケジュール）を明記すること。
- (2) 業務の進捗状況については、本市に適宜報告すること。
- (3) 本業務の進捗報告や仕様検討等、必要に応じて会議を開催すること。会議の場所は、原則として本市庁舎内（オンライン可）とする。また、会議の議事内容、協議内容及び結果について議事録を作成し、本市の承認を得ること。
- (4) 受注者が、本市の執務室等で作業を行う際は、名札等を着用すること。
- (5) 受注者は、作業日時について本市と十分打合せし、作業計画書を提出すること。また、機器類の停止については、事前に本市と打合せを行ったうえで行うこと。
- (6) 仕様変更が発生した場合は、別途協議するものとする。また、本仕様書に記載のない事項については、本市と協議の上、決定するものとする。